

ボランティアの輪を広げよう ボランティア表彰式

●問い合わせ先 企画課企画広報班 ☎248-1813

11月20日、熊本県ボランティア月間に合わせて、ふれあい館で第12回ボランティア表彰式を開催しました。長年にわたる活動に対する功績をたたえ、行政協力員や市ボランティア連絡協議会などから推薦された6組に、市長が感謝状を贈呈しました。



左から、荒木市長、草野さん、さくら会代表 宮崎あや子さん、福原さん、東山さん、松岡さん、藤木さん

さくら会

21年にわたり、竹迫地区の小中学生の通学路の清掃を毎月実施し、良好な道路環境の維持、子どもたちの安心安全な登下校の実現に貢献しています。

福原 修さん (黒石団地)

15年にわたり、防犯パトロール隊として登下校の見守りや、地域の餅つきで子どもたちと交流を行なうなど地域を盛り上げるために貢献しています。

東山 國博さん (泉ヶ丘)

15年にわたり、地域の清掃作業の前に毎回欠かさず除草作業や剪定作業を行ない、地域の良好な環境整備に貢献しています。

藤木 昭子さん (上古閑)

10年間、市ボランティア連絡協議会の役員を務め、事業へ積極的に携わり、ボランティアの輪を広げるために貢献しました。

松岡 シマ子さん (南原住宅)

10年にわたり、住宅地や公園、道路の落ち葉掃除や草取りを日常的に行ない、地域の良好な環境づくりに貢献しています。

草野 悦子さん (上須屋)

8年にわたり、福祉施設で利用者の話し合いや活動時の手伝い、地域での高齢者サロンの立ち上げなど福祉活動の支援に貢献しています。

忘れずに申告しましょう

土地・家屋の利用に変更があったときはお知らせを

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

令和4年中に家屋の増築や解体、隣接した土地を購入したなど住宅用地の使用状況が変わったときは、固定資産税の見直しが必要な場合がありますので申告書の提出をお願いします。

▼申告が必要な変更

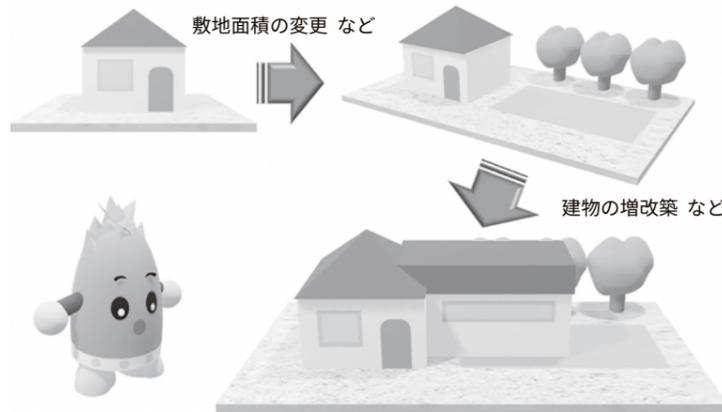
- ・住宅用地を取得した
- ・建物の用途を変更した
- ・(例)事務所↓居室
- ・住宅用地の用途を変更した
- ・(例)敷地の一部を貸駐車場にした
- ・住居戸数に変更が生じた
- ・(例)敷地内に新たな住宅を建築した
- ・住宅用地の敷地面積に変更が生じた
- ・(例)隣地取得により敷地を拡張した
- ・建物を増築した
- ・建物の一部または全部を取り壊した

▼申告期限 1月31日(火)

申告書は税務課窓口にあります。市ホームページの申請書検索ページから「住宅用地」と入力し検索してください。



▲申請書検索



敷地面積の変更 など

建物の増改築 など

申告書の提出はお済みですか

償却資産の申告は1月31日(火)まで

●問い合わせ先・提出先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

償却資産とは、固定資産税の課税対象の一つです。会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場・アパートなどの貸し付けをしている人が、その事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などのことです。

申告した資産の合計課税標準額が、150万円以上の人は課税されます。申告書類は昨年12月に送付しています。新たに事業を始めた場合など、必要な人は、連絡してください。詳しくは、市ホームページもしくは申告書の同封文書をご覧ください。

償却資産をお持ちの事業主は、毎年1月1日現在の所有状況を償却資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。



▲償却資産申告

業種	償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用耕作機械など
不動産・賃貸業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、ゴミ置場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)、プレス機など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など